

五月三日の会通信

19

神戸から……………2
岡山から……………10
東京理科大学から……………15
関東学院大学から……………17

1975. 12

はしがき

通信一九をお届けします。

新潟では、一二月一日から五日間の予定で、佐藤信行さんにたいする新潟大学の懲戒処分・戒告をめくつての、人事院公平審理がひらかれます。人事院は、神戸・岡山・徳島の諸問題を、さらには佐藤さん自身の第一次審査請求（教授会による七四年度授業の裏奪にたいする）をも棚上げにしたまま、久しぶりに衆目のまえに登場するわけです。

この号には新潟関係の資料は載せられていませんが、そのことは、ひとつには、この審理の報告をふくめて次号にまとめて掲載したいと考えたためであり、またひとつには、審理のために必要とされる資料類は八新潟拡大四・一九教授会、新潟市内野町六八〇三―五、西川荘気付Vの手で、すでに準備中だと聞いたためです。ご了承を願うとともに、関心をもたれる方は、同教授会と連絡をとってほしいと思います。

横浜では、関東学院大学の河村隆二さんにたいして、地位保全の仮処分申請が、地裁によって却下されました。却下理由は、大学側のおよそ言語道断な言い分をそのまま採用しています。

東京理科大学の宮内康夫さんは、地裁での勝訴をふまえて、六月二六日、大学側と「和解」を成立させました。

神戸、岡山、徳島では、八〇事V闘争がひきつづき進行中です。ここに掲載した資料だけでは、その一端しか捉えられません。関心をもたれる方は、松下さん、坂本さん、山本さんたちに、直接連絡をとってくださるよう、希望します。

なお、編集室（目下は、京都市左京区、京大教養部野村研究室内）には、いくぶんかは掲載外の資料があります。利用したい方はご連絡下さい。

島根大学の鬼頭宏一さんは「起訴猶予」となり、そのために処分策動は目下ストップしているとのこと。しかし学生多数が起訴されています。

第四二回公判速記録〔抄〕

〔一九七五年七月四日。この日から数回にわたって、当時神戸大学教養部選出の評議員として大学および教養部の執行部の一員だった堀江格郎教授が、検察側証人として出廷、起訴事実なるものの全般にわたって証言することとなる。検察官による主尋問だけでも、あと二回は続く予定。第一回のこの日は、神戸大学の学園闘争の経過に簡単に触れたのち、つぎの証言がなされた。〕

〔……〕

検 神戸大学の学園紛争の過程においての松下被告人のことについて伺いますが〔……〕

堀 四年の二月二日ごろ何か特に変わった行動をしたというようなことは、記憶にありませんか。

堀 あります。

検 どういうことだったか簡単に説明して下さい。

堀 状況に対する発言というビラの日付が四年の二月二日だと思います。

検 どういう内容のビラでしたか。

堀 それは松下さんが、反大学の思想を持っておりませんが、そういう

うことが大衆的に確認されるまでは旧大学に役立つといったの労働、かつ試験、授業、というものは行なわない、ということだつたと思います。

検 〔……〕B棟一〇九号教室で全共闘学生たちと自主講座と称するものを開いていたのはご存じですか。

堀 知っております。

検 〔……〕これは学校のカリキュラムに組み込まれていた正式のものだったかどうか、それはどうですか。

堀 自主講座そのものについては当初は学校側はやめろと言っていたのか、あるいは一応聞いてみようという態度だったか、どうでしたか。

堀 はじめは特にやめろというようなことは言ってないと思います。検 証人自身はその自主講座と称する講座に出たことはございませんか。

堀 一回だけございます。

検 いっごろのことですか。

堀 それがいっごろか、ちよつと今は覚えておりませんが。

検 〔……〕どういふわけで出席されたのですか。

堀 自主講座の学生の中に生物学、理学部の生物学科の教養課程に在るものがございます。それが主催しまして、私生物学教室ですから、生物について自主講座をしたいと。それで先生方も出てほしいということを言っていましたので、自主講座というものの内容もわかりませんし、ひとつそれではどういふものか見て、役立つものならば聞いてみよう、あるいは自分が出て説明してみ

ようということ、生物学教室の教官全員出ること教室の会議で決めまして、そして一同参加したんです。

検 その当時の教養部の生物学の教官は何人でしたか。

堀 教授が三人、助教三人、助手三人。

検 〔……〕いわゆる松下グループ、この人たちは何名くらい出席しましたか。

堀 それは割合小規模で学生は一〇人くらいだったと思います。

検 〔……〕その自主講座の内容ですが、どういうものだったんですか。

堀 はじめは新しい生物学を考えなおすというようなことで、われわれも行って生物についていろいろディスカッションすると。行ってみたらそうではなくて、つまり今の大学教育のどこが悪いというディスカッションもありましたけれども、そのほかに教授会が学生の言い分を取りあげないとか、そういうふうな、あるいは全学集会は問題になっていたかどうか知りませんが、そういうふうなやり方が悪いというようなことで、生物学に関するディスカッションがなかった。これではわれわれの考えている生物学の問題ではないし、われわれとしては出るの筋違いだということ。学生の不満とかあるいは反大学の思想とか、そういうようなことに対する勉強ということでした。

検 それは、反大学的なものの勉強というのは、自由に討論できる、お互いの意見を交換できる状況だったのか。

堀 そのときは自由に意見の交換ができる、比較的なごやかなもの

でした。しかし大学とは何かというと生物学と関係あるのじゃないんで

すか。

堀 関係あることはありませんね。

検 それなのに退去しちゃったんですか。

堀 それは全部出たんです。

検 その後には出なかつたんですか。

堀 ああいう会には出ることはない。

検 第一回目はなごやかだったんでしょ。

堀 なごやかというのは、別に学生が強迫的な言葉を弄するということではなくお互いに話をしたんですが、その話が内容のあるものでなかつた、われわれにとっては意味のないものだったと。

検 むこう側が質問が多かつたとか。

堀 まず一番最初にあなたは生物学をどう考えていますかというふうなことでよかつたんですが、それから今の大学のあり方はどうですか、神大のあり方、抽象的な議論になってきまして、それならばわれわれが出る必要がないということ。

検 B一〇九号教室でその後、自主講座が開かれていたかどうか知っていますか。

堀 ええ、B一〇九で松下さんが自主講座をやっておられましたね。

検 その講座の実態ですが、特に変わったものをやっているというところはございませんでしたか。

堀 まあ自主講座といつても何をやっているか外の者にはわからない。

検 あとから聞いたことはあります。

堀 黒板に書いてあるのを見ますと、いろんな闘争とか^{授業}を妨害しろとか誰をやっつけろとか、そういうようなことは黒板にたく

さん書いていました。そんなことも自主講座の内容にはいって
いたんじゃないかと思えますけれども。

堀 四年の九月一日から授業再開、あるいはその後の二年生の授
業再開に対しての松下被告人の態度は、どうだったんですか。応
じたですか、どうですか。

堀 それはもちろん授業はしないということでした。

(…)

堀 四年の九月一日、B一〇九号室で行なわれる予定の授業が被
告人らによって妨害されたという点はご存じですか。

堀 それは知っております。

堀 その授業は誰のでしたか。

堀 化学の小林正光教授の授業です。

堀 (…) B一〇九号室はその当時も被告人が自主講座を開いて
た教室だったんですか。

堀 ええ、自主講座といってもそこへ学生が集まっているというの
で、まあ松下さんの根拠地のようになっているんですから、しよ
っちゅう使っているんですね。

堀 その使っているB一〇九号教室を九月一日からの授業に使うこ
とにしたについては、十分討議はなされたんですか。

堀 十分討議したわけです。

堀 それは教授会でですか。

堀 はい。

堀 結果どういいうわけでB一〇九号教室を使うということになった
んですか。

堀 松下さんがその教室を使っているということはご自分で使って

いるわけで、教授会が承認したわけでもなければ、いっさい関知
しないんで非常に迷惑しているんです。実際にそれを使いません
と教養部の授業はできない、そういうときあそこを勝手に使って
おられるからそこを明渡してほかでしょうということ、これは
学園の正常化ということからいっても筋が通らない。それに対し
ていろいろ意見がありまして、明渡してほかの方法でやらないか
ということがありましたけれども、大きな教室でありますから、
それを使わなければ非常に不便で、まあわれわれからいうと勝手
なことをやっているのにそれでは困ると。それではそこを使おう
と。

堀 (…) その一〇九号教室を使うことについては、最後のときに
は反対者はいなかったですか。

堀 そこで授業をすることについてですか。

堀 はい。

堀 消極的に、そこまでしなくてもということはありません。

堀 最後はどうだったんですか。

堀 最後はまあ全員一致という形になったと思います。

堀 (…) その授業がB一〇九号教室で行なわれることについて被
告人たちからの妨害があるのではないか、という予想はありませ
んでしたか。

堀 それは当然予想がありました。かなり強い、われわれから言う
と悪質な妨害があるだろうということが予想されました。

堀 その妨害のことに対しては教養部としてはどういう対策をとっ
たんですか。

堀 いったん正常化に踏みきって授業が始まった以上、それが一部

の学生の理不尽なるまいによって妨害されるようでは筋がたた
ない、(…) 混乱がおきた場合にはわれわれの手で排除すると。

われわれの手で排除できない状態があれば警察力を使ってでも、
という判断がありました。

堀 (…当日) 最初どこの教室が妨害されたというような連絡だっ
たのですか。

堀 最初はBの二〇九、つまり一〇九の上の二階の教室で、八木教
授の歴史の授業が学生によって妨害されているという知らせがは
いりました。

堀 (…) B二〇九教室の状況ですが、簡単にいって下さい。

堀 一口で言えば混乱状態です。(…) ヘルメットかぶった学生が
三〇人か四〇人か。

堀 何色のヘルメットかご存じですか。

堀 色々雑多だったと思います。

堀 そのヘルメットをかぶった学生たちに対してはどう対処され
たんですか。

堀 すぐ退去しろと言ったんですが、全然退去しない。

堀 それからどうされましたか。

堀 それから教職員で押し出そうとしたわけですね。

堀 教職員何人ぐらい来ていましたか。

堀 一〇人そこそこじゃなかったですか。

堀 そのときは警察官の人には連絡はしていましたか。

堀 そのときにはもうすでに私服がはいっていたようです。

堀 その私服の出動は証人がされたんですか、ほかの人がされたん
ですか。

堀 私も仲介しているかもしれませんが、部長の判断で。

堀 何人ぐらいですか。

堀 一〇人ぐらいです。

堀 その私服の警察官と教職員といっしょになって押し出そうとし
たんですか。

堀 それから実際には私服のほかに。

堀 二〇九ですよ。学生たちの抵抗はありましたか。

堀 押し合いをしたんですね。われわれは外へ出そうと、むこうは
残ろうとぶつかっただけです。

堀 どのくらいで押し出すことができたんですか。

堀 そのとき人数はかなり暴れたので。(ママ。?)

堀 その後B一〇九号教室のことにして連絡がありませんでした
か。

堀 それを押し出して門衛所へ帰ってきてから、今度はB一〇九で
問題があるというような。松下さんがはいつて小林さんが授業が
できないという。

堀 電話ですか。

堀 いえ、直接教官が来たと思います。

堀 (…) なかの状況ですが、いわゆる教卓には小林教授がいたの
か、ほかの人がいたのか。

堀 教卓にはほかの人が(…) 松下さんがおられた。

堀 いわゆる受講生ですが、だいたい何名ぐらいいましたか。

堀 一五〇名じゃないかと思えます。

堀 (…) 受講生のなかに特に変わった格好をした学生はいません
でしたか。

堀 前のほうにヘルメットの学生が〔…〕二〇名ぐらいいたと思います。

検 〔…〕小林教授はどこにいたんですか。

堀 小林教授は教卓のそばで、教壇を降りたところにいました。

検 〔…〕その付近には他の教職員の方はいませんか。

堀 名前はわかりませんが〔…〕四、五名。

検 その人たちは何もしないで立っていたんですか。

堀 ええ、初めは何かしたんでしようけど、もう手がつけれないというので茫然としているような格好で。

検 証人は〔…〕松下被告のそばへ行つて何か言いましたか。

堀 ええ、これは小林教授の化学の授業である。あなたが、この教室をお使いになりたいならばほかの教室があいているから、ほかの教室に移動してくれ、〔…〕と。

検 それに対して松下被告はあなたに何か言いましたか。

堀 松下さん、びっくりされました、あなた誰ですかというようなことを言われました。

検 それに対して証人は何か言いましたか。

堀 それで私がわからないのかと思ひまして、私は評議院の堀江だと名のつたわけです。

検 それに対して松下被告は何か学生にむかって言いませんでしたか。

堀 松下さんが言ったことははっきり覚えてはいるんですが、私は背広が破れるおそれがありますので作業服のようなものを着て、スポーツ帽をかぶつてズックはいてるもんですから、それが警察の人に見えたんであるかと思ひます。それで、あなたは誰ですかと、

そんなことを言う権利があるのかというふうなことで問われたんだと思ひます。それで松下さんが学生に対して言われたことは、よく見なさいと、これが教養部の評議員だと、評議員は警察とまったく同じ服装しているじゃないかと、これによつても大学の教授会が警察と一体になっていることがわかると、いうふうなアジをされました。

検 〔…〕その後松下被告人に対して、出てくれということは言つたんですか。

堀 再々いいました。

検 応じなかつたんですか。

堀 全然応ずる気配はありません。

検 そうすると、その後はどういふふうに対処したんですか。

堀 湯浅部長を呼んできて退去命令を出してもらおうと。〔…〕来られまして、ここは化学の授業だから出なさいということを、退去命令ですか、そういうものを湯浅部長が出されました。

検 〔…〕それは一般学生や全体に向かつて言っているわけじゃない、ヘルメットをかぶつた学生や松下講師に向かつて言っているわけですか。

堀 ええ、松下講師に向かつて。

検 〔…〕そのような退去要求に対して、松下被告人やヘルメットをかぶつた学生たちは応じましたか。

堀 全然応じないです。

検 そのあと証人らはどう対処しましたか。

堀 それで私の判断で〔…〕どうしても松下さんに教室から出てもらわなければならんと、本人が出ないというならばこれは力でも

つて出さなくちゃならんと。私はそう思つたわけです。

検 それでどうしました。

堀 それで松下さんを外へ出そうと。ところが誰も直接行かないわけです。それで私が真先になつて行つたわけです。そして椅子持ちあげたわけです。すると私のあとへ二、三〇人の人が一緒に協力したわけです。

検 それで外へ出すことができましたか。

堀 それで松下さんは椅子から落ちて…

堀 落ちたんですか。

堀 落ちたんだろうと思ひます。それをまた突き出して、そして東の入口から外へ突きとばされたんです。

検 押し出されたということですか。

堀 ええ、押し出されて。

検 突きとばしたというて。

堀 いいえ、追い出されて前へ転んだようです。

検 その後ヘルメットをかぶつた学生たちは出たんですか。

堀 それが、松下さん押し出した記憶はあるんですけど、あとの学生についてはあまり記憶ないんです。

検 何か全共関係とみられるヘルメットの学生たちが通路と一緒にでたんで、証人は…

堀 もうこれのできるんじゃないかと思つて、門衛所に帰つたんです。

検 〔…〕結局小林教授の授業はできなかったわけですね。

堀 私はそのあとで帰つたんですけど。

〔…〕

検 その後B一〇九号室は授業には使いましたか。

堀 それははっきり記憶にないんですが。私なんか使うということをつたつたんですけど、果して使えたのかどうか、はっきりしません。ただ九月一〇日に、一〇九教室を松下さんが使うことは認めないということを、評議会が決めたのを知っております。

検 松下被告人に対してはその教授会での使用禁止規定は通知しましたか。

堀 通知したと思ひます。

検 その後〔…〕B一〇九号教室は松下被告が使つていたんじゃないですか。

堀 ずっと使つていたというより、占拠したという状態です。

検 四五年二月二十八日頃まで使つていたという記憶はありませんか。

堀 〔…〕だいたい使つていたようです。

検 その間松下被告は正規の授業は行なつていましたか。

堀 全然授業は行なつておりません。

検 教授会としてはそれでは松下講師が教えるべき受講生に対してどう対処しましたか。

堀 授業が行なわれませんので代りの教官を立てて、ドイツ語の授業をしたように記憶しています。

検 四四年一〇月一日頃、松下被告に対して要望書といひますか、通達を、内容証明書付郵便で出したことはありませんか。

堀 一〇九を許可なしに使うなというふうなことではありませんか。はい、そういうことはあります。

検 そのほかにどういふことがありましたか。

堀 教授会に出る、授業を行なえ、授業を行なわなければ賃金カッ

ト、というふうな話もその頃あったんですけど

検 それは部長の名前で出しているわけですか。

堀 はい、部長の公文書です。

検 松下被告はそれに対して何か意思表示はしていましたか。

堀 いろんなやりとりがあります。

(…)

検、その後、四四年九月一日以降に、被告人らが妨害あるいは封鎖した件というのありましたか。

堀 九月二四日に生物学実験室の妨害、それから一〇月か十一月かに試験の妨害がありました。

検 試験というのは一月八日から、四三年度の後期試験があったようですね。

堀 そうですね。LJ教室に入ってその試験をできなくしたというふうなこと。

検 (…)一〇月七日から一〇日頃にかけて、教養部正門、B棟入口を封鎖したということがありましたね。

堀 はい、それは反安保いので。

(裁判所速記官 前田、吉田)

第四三回公判速記録

(一九七五年九月一二日。今回から裁判官が交代し、荒石利雄、藤本清、楠井勝也となった。前回にひきつづき堀江証人の証言が予定されていたが、証人が欠席したので、松下昇さんの補足陳述が行なわれた。)

来五年近い審理を経ているが、その期間中の特色を述べてみるならば、先ず被告人に関する第一回公判が開始された時点においては、七つの起訴事実のうち最初の部分についてだけ出現していたにすぎないが、以後、数年間に更に何回にも起訴事実が併合されてきた。即ち裁判の過程、開争過程が分離した構造を持つていたのではなく、それらが有機的な併合関係として展開されてきた面を持つていた。また、数年間実質審理が殆んど進行していないかのように見えるが、この法廷だけでなく、この世界のあらゆる場における広い法廷で、被告人を含む人間達が一瞬の休みもなく審理を継続してきたことができる。その間、具体的法廷に出頭しない期間があるように見えたが、その意味を十分捉え直し展開しつつある段階にきているという風に判断している。又、本件は被告人が一人であるように見えるとしても、すべての人達との不可視の深い関連性をもって行われている審理の一つの断片に過ぎず、本質的にはそれらが同時に審理され問題を追及しているものであることを強調したい。

三 被告人を含む公判は(一)公判という風に呼ばれているが単にこの事件に限らず様々の裁判所、様々の審理の場所でも同時に複素数の(一)公判としても展開しつつあるわけですから大学闘争以後の様々の問題を具体的に追及している場であり、又それらが具体的な関連性をもって進行する場を作り出しつつあるということが言えると思う。具体的公訴事実についての意見は従来どおりであり、今後の証言過

、万

被告事件に対する補足陳述(「補足陳述」以前の被告人冒頭陳述は書記官による公判調書作成という^①法をとらずに、提起され、運動中である。その表現過程に交差したい人は、任意の(一)公判参加者に問い合せて下さい。松下註)

被告人

一 被告人に関する公訴事実は七つあるが、それは単に一人の被告人についての起訴事実、一つの大学のいくつかの事件についての断片にとどまらず、いわゆる大学闘争と言われている問題、より深く考えるならば世界的な流れにおける深刻な過渡期の諸問題が法廷を媒介にして対象化される、そういう内容を包括していると言える。従って、被告人としてはそういう広い深い視野に立つてこの公判を捉えており、それが単に被告人に関する本件公判にとどまらず、民事、刑事、事件人事院審理などを含むN事闘争の総体性の中で位置づけられていくべきものである。その場合、様々の事件を単に過去の事実として固定した発想で審理することは不可能であって、被告人を含む様々人間達が捉えようとしている問題は、また全貌をすべて現わしているものではない。一見過去に行なわれた事件であるように見えるとしても、それが内包する真の意味はこの法廷を含むあらゆる場において、これからやと発見されていくものと思っ

二 本件は昭和四五年一二月二四日第一回公判が開始されて以

程における質問、立証としても展開していくが、それらは今述べたような視野に立つて展開していき^②たい。
又、公判開始時には被告人が数名おり、それらの審理進行速度がそれぞれ食い違っているが、その進行速度をマイナスとして捉えず、その内包する意味を最大限に捉え返しながら、その被告人達の問題を包括して審理に参加していきたい。従って今被告席に立っているのは被告人のみであるように見えるとしても、近く判決のある被告人の意思、表現の根拠をも含んで現在発言しているものであることを述べて、手続更新に当って簡単な意見陳述に代えたい。

裁判長

公訴事実についての意見はないか。

被告人

起訴状に出てくる言葉乃至は概念について少し意見を述べたい。
被告人に関する七つの公訴事実に現われる場所に注目したい。七つの公訴事実の場所あるいは空間性を全体として捉えた場合、それらが極めて密接したある空間に数年に亘ってばら撒かれているという感じがする。そのことが本件の大きな特色を示すものであって、本件の発生した場所が極めて密集した相互に関連した場所という意味をもっている。従って個々の事件をそれぞれ切り離して論ずることは本質的に不可能である。

次に起訴状にはいくつかの面白い表現がなされている。例えば四五年一月八日の事件では「黒板一枚にペンキで「く」

岡山から

の字型一二個を」とあるが被告人らがよく使用する記号をひら仮名の「く」の字と見立てて表現するという面白い記述がある。四六年九月七日の事件では「ピラと紙飛行機を投げ込んだ」とか「窓枠に馬乗りになりながら」とかユニークな記述が見られる。四七年二月一五日の事件の「卵」について少し触れると、実は岡山地裁で起訴された起訴状に出てくる言葉であるが、この言葉そのものによって、この事実と、四九年四月一日の事件とが連続している。決して無関係でないと言える。

その他、いわゆる罪状とされるものを見ても、何かを考え表現し生活し続けようとする人間がその意味を本質的に捉える時に必ず出合うであろう罪状という風に捉えることができるのであって、つまり、そのように生きようとする人間が確実にぶつかざるをえない法の体系、世界の構造そのものが審理されつつあるのであって、法の解釈という水準をはるかに越えて、現在において人間が存在することの意味が本格的に問われている、という意味で、被告人としても自分自身の展開の場として捉えている、ということである。

具体的に公訴事実を認めるかどうかという水準では意見は述べないが、それは、先に述べたような問題の捉え方からして当然であるという風に判断してもらいたい。

(書記官 石田)

って審理が変化をきたして、意見陳述、その他の記録が充分なされなかったということもあるかと思えます。そういう意味あいを含めて、現在手続更新にあたっていくらかの被告人の意見というものを改めて述べておきたいと思えます。本件のいくつかの特質というものを被告人なりに考えて何点かにまとめてみましたので述べていきたいと思います。まず第一点は、本件公判はいわゆる公判でありませんが、制裁判、非公判の制裁判との落差、ずれというものを明らかにし得る公判であるということが言えると思えます。昨年の四月一日の事件を契機にして、昨年四月三日付で申立人・松下昇から抗告申立書が出され、その申立の趣旨というものは、抗告理由をその直後に予定されていた公判の法廷で述べるとい趣旨を記載しています。それが広島高裁岡山支部にその当時おられました谷口裁判官を含む裁判官によって棄却されるという契機もありますけれども、それが現在こういう形で実現されているという一つの面白い関係があると思うわけでありませう。又、法廷等の秩序維持に関する法律、第四条によれば、必要に応じて民事訴訟法の方法により証拠調ができるというふうな規定がありますけれども、それは準ずる被告審理が、制裁判後の起訴公判過程を通じて初めて実現されているという意味でも、その内容が逆説的に実現されていると思えます。以上が第一点の制裁判と公判との関連という問題です。第二点は、本件は一見公務執行妨害被告事件にみえますけれども、その発生の契機を遡っていくならば昭和四八年(第

被告人 松下昇

(出頭)

被告 事件 公務執行妨害

公判をした年月日 昭和五〇年五月三〇日

公判をした裁判所 岡山地方裁判所

裁判官 谷口貞

裁判所書記官 戸上八代次

検察官 東 巖

出頭した弁護士 河原昭文

立ち会った裁判所書記官 菅 啓子

昭和五〇年六月四日

岡山地方裁判所

裁判所書記官 戸上 八代次

裁判官の交代にともなう手続更新

被告人の意見表明

本件の手続更新にあたって、裁判所の訴訟の引継ぎの媒介になるのは、訴訟記録であると思えますけれども、被告人の意見冒頭陳述に関する記載はないか、あるいはほとんどないというふうには記憶しています。それにはどういう経過があるかと言いますと、起訴状朗読から冒頭陳述に至る過程で求釈明を行うにあたって、いくつかの問題が生じ、被告人の冒頭陳述が充分行われなままに次の審理手続に移っている。あるいは、被告人の冒頭陳述中にある事件によ

二八三号事件、これには三名の被告人があり、その事件の控訴審が現在行われつつありますけれども、その事件と不可分のかかりをもっており、同時にそれぞれが相互に証言の位相にあるというふうにもとらえることができます。従って本件公判は先に述べました事件に対して証言の位置にあり逆に、その事件はこの事件に対して証言の位置にある、そういった立体的な構造というものをとらえておく必要があると思えます。さらには昨年の昭和四八年(第)第二八三号事件の審理に際していくつかの制裁判事件が発生し、その番号でいうならば昭和四九年秩(第)第一号から第七号までの事件ですけれども、それらがやはり先程述べた公判と不可分の関連をもつて存在している。しかもそれが非公判の制裁判で処理されていったことの意味が現在の公判でも問われ直さなければならぬと思えます。そのほか昨年四つの人身保護請求事件というものが提起され、いわゆる審問請求という問題が民事の相当裁判官によっても審理され、それぞれそれに対応する措置がとられている。従って、本件は単にそれだけで切り離して発生したものでもなく、審理されてよいものではないということを第二点で述べておきたいと思えます。第三点についていえば、一般的にいついゆる秩序罰と刑事罰が二重に科せられていく過程というものが監置二〇日後の起訴という問題の中に込められていくわけであって、それは単に、秩序罰のほかにさらに刑事罰が科せられたから悪い、という即時的な意味でいっているわけではなく、そのこと自体、法の構造とかその

本質にせまる問題を含んでいるからこそ、この法廷を媒介にして考え直しておきたいと思うわけです。本来、法廷等秩序維持に関する法律が成立したのは昭和二十七年であり、破防法の成立と同時期であり、そういった意味から戦後史の中に占める位置というものは極めて重要なものがあると思うわけです。又、それが適用される過程そのものもいくつもの問題を含みますけれども、本件のように監置の上にさらに起訴という二重の罰が加えられつつあるという意味を法の根拠から集約的に問いかえすよい機会であろうというふうに思っています。第四点についていうと、本件は被告人からとらえた場合、被告人としてのいくつかの起訴事実という問題があるわけで、岡山地裁においてはこの事件一つだけですけれども、ほかの地裁においていくつかの事件を抱えており、それらが全体として被告人から見た場合には統一的な関連をもっている。それは単に被告人から見た場合にとどまらず、被告人にかかわるいくつかの事件というものがすべて大学闘争の過程で発生した事件であり、その一つ一つが典型的に大学なり社会なりの根底を問う事件であった以上、現在もこの岡山地裁における事件をふくめてそれらが発生してくる深い根拠というものは、やはり世界的な流れにおける大学闘争の過程の一つの極限でもあると看做すことができるわけであります。従って被告人としては、いわゆる審理拒否というふうな考えと全く正反対にこのようなさまざまの偶然や必然を交えて出会った人達、あるいは問題をできる限り深く広い視野でとらえ直し

ていきたいと思っっているわけです。続いて五番目として述べたいことは、本件は事件の発生した場所と審理が行われている場所が同一であるという極めて重要な問題をもっていえると思えます。一般的に事件というものは、この社会のあらゆる場所に生起するものであり、それが裁判所という現在の法制度においては特定の場所において審理されるという関係が本件の場合には一致してしまおうという非常に稀な例をもってしているわけで、その意味からも単なる公務執行妨害被告事件という水準をはるかに越えたいくつもの重要性をもっていると思うわけです。以上、ごく簡単にしか述べませんが、今後の審理過程において補足し、かつさまざまな方法によって立証していきたいというふうに思っています。

昭和五〇年五月三〇日

岡山地裁刑事部

裁判所速記官 菅 啓子

〔以上 第九回公判調査〕

昭和五〇年（行ウ）第一号懲戒処分取消請求事件

原告 坂本 守信
被告 岡山 大学長

昭和五〇年七月十五日

原告訴訟代理人

弁護士 河原 昭文

岡山地裁判所 御中

準備書面

第一 請求原因の変更

原告は請求の原因第二項(一)を左記のとおり変更する。

記

岡山大学評議会は、本件処分の審査にあたり、教育公務員特例法九条、五条二項の規定に違反し、原告に対し審査の事由を記載した書面を交付しなかった。

第二 原告は被告の答弁書における主張に対し、次のとおり陳述する。

一 答弁書の第三項被告の主張(一)について

(一) 1 ないし3の事実不知。

(二) 4の事実中、四月一三日に田代教養部長らが教養部一〇三教室に居た原告のところに来たことおよび、一七日に田代教養部長らが一〇三教室に来て、乙第五号証、乙第六号証の一、二の書類を置いて帰ったことは認めるが、その余の事実不知。一三日には原告が田代部長に対し、「どういう資格できたのか。資格確認の文書はあるか。」

と尋ねると、田代部長は何も言わずに帰っていった。そして一七日に来た時には田代部長は、岡山大学発行の使者であることの証明書をもっていた。

(三) 5の事実中、被告が四月一二日に原告に対し審査説明書を送付したことは否認。原告が岡山大学評議会あてに乙第七号証の一、二の手形を郵送したことは認める。その余の事実不知。

(四) 6の事実中、原告が乙第九号証の一、二、三を郵送したことは認める。その余は争う。

(五) 7の事実不知。

(六) 8の事実中、五月八日田代部長らが教養部一〇三教室来たことは認める。原告が懲戒処分書、処分説明書を投げつけたこと、田代部長がこれを拾って原告のポケットに入れたことは否認。その余は不知。

田代部長らは、原告に対し何か大声でわめき、えりくびをつかんだり、殴ったりして、乱暴の限りをつくした。同(二)被告の法的主張について

1の頭初において、被告は昭和四八年四月一二日夕刻、田代部長らが原告宅に赴き、玄関の下駄箱の上に審査説明書を置いた時、評議会は原告に対して審査説明書を交付し、また原告はこれを受領したものといえるという。しかし右のような事実をもって、懲戒処分しかもその中で最も重い懲戒免職処分の重要な前提である審査説明書の交付、受領があったとみるものが正しくないことは、あらためていうまでもあるまい。しかも、このことを被

告自身認めていたことが、被告がさらに同月一七日原告に対し乙第五号証、乙第六号証の一、二を交付しようとしたことから、明らかである。被告は一二日に審査説明書を交付できなかったことを認めたらこそ、再度一七日の行動にでたのである。

□ ところで被告は陳述請求について、四月二十六日という期限を明示したといながら、その期限を五月一日まで延長したという。この五月一日という日がどこから出てきたか、付度すれば四月一七日から一四日以内ということであろう。

ここでもまた、被告は審査説明書の交付、受領が四月一二日でなく、同月一七日であると主張しているようである。

ところが、一七日に被告が原告に交付したというのは被告が主張しているとおり、審査説明書等の原本ではなく、写であった。教育公務員特例法が規定しているのは写ではなく、原本である。しかも、被告が主張する事実によれば、原本は被告がもっていたはずである。一七日の交付、受領が同法に定める交付受領にあたらぬことは明らかである。

□ 仮に四月一二日あるいは一七日に審査説明書の交付があったとしても、これは教育公務員特例法に定める交付ではない。何故ならば、同法は、「審査を行うにあたって」と規定している。すなわち、審査をする時は、まず

被審査者に審査説明書を交付し、一四日以内に請求があれば、陳述の機会を与え、また必要があると認めるときは参考人の出頭を求め、またその意見を徴した上で、審査しなければならぬのである。それなのに、岡大評議會は、被告自ら答弁書被告の主張(一)2で認めているとおり、右一二日に先立つ四月一〇日既に審査を行い、原告を懲戒免職に付するのが相当との結論に達していたのである。すなわち、評議會は審査説明書を交付しないで審査するという法律違反を犯し、被告自身これを答弁書で自認しているのであって、この一事をもってしても原告の請求が正当であることは明らかである。

四 被告は原告に対し、処分説明書を交付したと主張するが、田代部長らが五月八日に原告に対してしたことは被告提出の乙第一三号証の一、二、三からもうかがわれるように原告に対し、大声を出し、えりくびをつかんだり殴つたりの乱暴をしただけであり、およそ交付などとは縁遠い教育者にあるまじき行為であった。

以上

東京理科大学から

私にとって6・26和解とは何か

建築学科 宮内康夫

この七月三日に、橋高理事より研究室の鍵が私に手渡され、私の研究室が四年ぶりにこの野田校舎内に復活した。一對の机と椅子、一本のロッカーと本棚、一組の簡素な応接セット……これらのものが、この八宮内研究室Vと名づけられた、四・五M×九・五Mの空間を構成する要素のすべてである。空間はしたがって空虚としか形容できないものであるが、空間の空虚さはそのまま私の理科大学における、四年間の空白を表現している。

私はいま、まことに不思議な気分を味わっている。不思議な気分とは端的に言えば、八立入禁止Vの処分が解かれたことから来る、肉体と精神のある異和感である。この四年間私は闘争のために大学にしばしば——特に昨年の九・一九判決以後はほとんど毎日——来ていたが、それは常に大学側の敵意に対する、私の肉体と精神の身構えを伴っていた。大学構内に入るやいなや私はガードマンに追尾され、日を経ずして当月の私の行動が遂一悪意による誇張のもとに記された上での、学部長名の警告文書が、内容証明で送り届けられる。この内容証明——俗に赤紙と呼ぶ——は、この四年間に実に数十枚に達したものであるが、私の闘争日誌を大学が私にかわって書いてくれる。御苦勞なことだ……とさして気にもとめていなかった

とは言え、やはりそれを受け取ったときの気分は、そう嬉しいものではない。この四年間のあいだに、私には入構時における、ガードマンやガードマンまがいの教職員に対する身構えが、悲しき習性になつていたのであるが、そのような身構えはいまや必要でない。毎日大学構内に入っても、もはやガードマンに追いかけることも、告訴や逮捕の可能性も、不愉快な赤紙が届けられることも、もうないのである。

何故私は和解したのか、あるいは今回の和解は私たちの闘争にとつてまた私自身にとつて如何なる意味をもつのかについて、いま私は語る言葉を多く持たない。けれども、この私の処分撤回闘争が、少なくとも教職員組合野田支部の支援のもとになされたものである限り、やはりここで和解に至った経過について最少限の報告はしておく義務はあるだろう。

昨秋の九・一九判決直後から、和解の話は常に私の周辺につきまといまわっていた——大学側代理人より私側代理人(有賀、片桐両弁護士)に和解についての内々の打診がある。私を支援する建築界内にも和解をすすめる動きがある等——が、和解が現実化のルートにのつたのは、本年一月二八日に始まった、東京高裁における、和解のあつせん期日からである。高裁での和解のあつせんは、私の予想をはるかにこえて、積極的かつ強力で、和解期日は平均して一〇日から二週間一度入れられ、その度に和解案の早急な具体化の努力が裁判所より要請された。和解案のポイントは、結局のところ、私が理大を辞めないのか辞めるのか、辞めるとすればいつ辞めるのかというところにあった。誰しもが推測できるように、「処分撤回↓即時任意退職↓金銭による一定の保障」というかたちでの和解ならば、直

ちに和解が成立しえた(であろう)。そのような和解はしかし私には問題外であった。すぐに辞めるのならば、一体何のためにいままで闘争してきたのだ！次に考えられる現実的な和解案は、今回の和解案項にみられる、「有限復帰」である。即時退職が私にとって問題外であると同程度に、無限完全復帰は、大学側にとって何故か問題外であるらしいからだ。

一月末の高裁での第一回和解期日以降六月二六日の和解成立に至るこの五か月間、この「有限復帰」案をめぐって、裁判所においては裁判官、大学側代理人および私側代理人のあいだで、外においては私側代理人、私個人および教職員組合野田支部を中心とする支援グループのあいだで、様々なかつとうや討論の紆余曲折があった。「有限復帰」という考え方にそもそも筋の通った論理を見出すことは極めて困難なことだからである。私側代理人はこの「有限復帰」を私にすすめ、一方支援グループはそれに賛否ともごもの対応を示しながらも最終的にはすべてを私の決断にまかせたところで私と代理人との話し合いが続けられた。話し合いの過程を経て、裁判闘争に関する状況認識と今後の展望は、次のように整理され、私の決断が問われることになった。

(一) 裁判闘争の期間

和解決裂の場合は、それは今後ほぼ一〇年から一〇数年におよぶ。根拠は、仮処分であと二審(高裁、最高裁)、本訴で三審(地裁、高裁、最高裁)——この間約一〇年、最高裁で勝訴が確定したとして、慰謝料請求訴訟等で数年。

仮処分一審判決後高裁に移った段階が、一般に労働者側有利にすすめられる和解の唯一のチャンス——事実私の場合

も一審判決後大学側は和解を強く要望していた——である。いまを外しては、和解のチャンスは一〇年後の最高裁での事件の確定までない。

(二) 裁判闘争の意味

昨秋の九・一九判決は、たとえば「特別勤務はサービスマ務であって大学教員の業務外である」という判決理由にみられるように、現体制内裁判で考えられうる多分最良の判決である。ということは、これ以後続く、最少五回の裁判において、この九・一九判決以上の(良い)判決は望みえないということであり、そこでは、判決(より良い)をかちとることではなく、原判決を如何に維持していくかということが目的となり、裁判闘争自体の意味が次第にあいまいになっていく。今回の仮処分一審判決を有効にして不減なものにしたい(とくに弁護士サイドの意見)。

(三) 学内闘争による処分撤回の展望

全くなし。本訴の最高裁で仮に勝訴したとしても、復帰の展望は疑問。

(四) 私自身の生活の見通し

「有限復帰」である限り、たとえ和解が成立しても私自身の生活の見通しは全くない。ただ生活に金銭の問題として問題を非常に単純化して考えれば、仮処分一審勝訴の唯一の現実的メリットである月額六万八八〇〇円の給与を本訴確定まで一〇年間受けるか、それに必敵する額の金員をいま受けとるかということになる。

かくして私は、五か月にわたった、△和解闘争▽——誰との

闘争か？ 代理人とか？ 支援グループとか？ それとも私自身との？——の後、本和解を決定した。

教職員組合野田支部の皆さん、およびこの野田通信が配布されるであろう東京理科大学野田校舎の皆さん、私がこの四年間裁判闘争に私の全生活を賭けたのは、判決——勝訴——による、あなたたち内部における、多少とも意識の変革への期待があったからだ、というのには、あなた方は常々、秩序——法——を守れと唱えて来たからである。ところが、判決——法の実現——後もあなた方の意識は、少なくともいままでのところ微動だにせず、私の処分撤回闘争を支援する人は、判決後も判決以前と全く変りはなく、その数はあなた方もよく知っているように教職員全体から見れば、ほんのひと握りでしかなかった。あまつさえあなた方は、判決後私の処分撤回就労闘争を支援し、単に判決にしたがうようあなた方に要求した学生を、臆面もなく処分した、あるいは処分を黙認した。未熟なる私にとって、管理者——理事会——が、私や学生を処分する意志をもつことは、多少は理解できるとは言え、私の同僚であり私と同じ労働者であるあなた方が、私を処分・追放したり、あるいは教師としてのあなた方が、一人の人間の一生を左右する学生の処分に荷担することは、全く理解できないのだ。今回の和解は、あなた方に対する私の最終的な訣別の辞である。私は来年三月おそらくこの大学を去ることになる。けれどもあなた方の存在——意識総体に対するたたかいは、これからも決してやめないつもりである。

関東学院大学から

地位保全仮処分申請却下についての私の見解

去る一〇月四日付で、横浜地裁第五民事部は私の地位保全仮処分申請に対し、完全に大学側の申立を認め、これを却下しました。ここで私の不当解雇事件に関し一段階は終了したことになります。私はこの裁判所の決定文を言及、批判するとともに、今後の私自身及び私の家族のあり方を考え、これまで不断に支援し、物心両面を支援していただいた皆様に感謝の意を表するとともに、今後の生き方について反省すべき点、ありうべき点を御指導いただきたくお願いする次第であります。

裁判闘争は幻想であるとしつつも、一片の正義があると信じ、私の一片の良心が認められると考えてきました。しかし決定文の示す通り、私の言いは一切認められず、むしろ完全なまでに、現在の「社会通念の合理性」にのっとり「解雇理由がある」と断定していることでもあります。文章に一貫して流れている裁判官の本来の思想は支配、管理の思想であって、人権、良心の思想でないことでありましょう。何故ならば、何故学生間の衝突があったか、何故授業料値上げの問題があり、その反対闘争があったか、何故要綱の内容が問われたか、何故私が授業拒否をしたかという因果関係を説明せず、表面の事象だけ答えているからであります。例えば学生除籍処分を

「弁明の機会を与えず」に処分したことを認めていつつも何ら言及しないし、正当であるかのごとくさりげなく書かれ、疑問さえ投げかけていない事であります。即ち特別権力関係として大学内の学生の身分は大学の生殺与奪権の範囲であることを認めている点であります。そしてこの決定文には、河村の思想、人格、適格性には表向きふれることなく、内容的には「授業拒否が三時間であるとしても解雇理由があるとし、反省がないから将来のおそれ」を含め「社会通念の合理性」を用いて正当化していることでもあります。逆に少しでも私の言い分を認めれば、この決定文の論理構成が完全にくずれてしまう内容になっており、例えば「工学部教授会の教学権禁止処分」を「措置」とし、三回にわたる自宅研修を全て「業務命令」として、解雇のみを処分とし二重処分構造を避けております。岡本氏すら「処分」と明記した理事会あて文書を疏明とは認めていない。又これまでの大学闘争に対する見方は大学は善、教授会は善としてその内実にあふれることなく、大学、教授会がとった要綱、その内容と学生処分がどうであったかについて判断がなされていない点であります。従って、これらの点が多少くずれば、又大学の言い分を認めなければ、因果律からいっても、私の授業拒否は正当性があることになってしまいます。いづれにしても、裁判所も非常に苦しい論理とこじつけにより、社会通念というわけのわからない抽象名詞を用いて常識でこの問題に答えたということができません。

次に手続き上の問題について言えば、大学に就業規則がないことを認め、労働協約を自宅研修中にハキされたこと、それにより組合員全体が無権利状態になっていることにはふれず、解雇されている点については、就業規則のないときはこれ又社会通念の合理性のわ

会のみが大学の公認となり、値上げ反対派の自治会は非公認になつたのであり、「対立が生じ」ではなく「対立させた」のではなかったのか。(p八)

だから、「正統性に関し対立が生じた」のではなく、「対立」を生じせしめたのであり、しかも補佐会議議事録にもあるように、「承認された自治会」と「大学」の関係が明記されているのである。

次に「大学紛争を終結させて……」とする目的のために要綱が成立したとしている。不思議な事は全ての紛争解決はその原因、矛盾の除去である。裁判官は終結させるには「要綱」、法秩序、規則であると思っている。はたしてそうであろうか。「要綱」が今もってあるが、学生同士の衝突は無くなっていない。明らかにこの判断があやまっている証左である。今日大学(全国の)で矛盾のない大学はない事も確かであるが、矛盾を解決しようとしている大学もない。本学も他大学と同様であり、原因と結果が逆転している。そのため(p一〇)大学、教授会の中身に対する評価は一切せずその上「要綱」も無批判に認容しているのである。

今日大学、教授会のあり方が全面的に正しいとする事程権威主義的なものはない。東大闘争の発端が学生処分の誤りから出発している事は忘れられない。しかも、真理の探求の府として絶対化しているが、誰が真実、真理の判断をチェックしているのであるか。誰もしていない。であるとすれば裁判所がこのように教授会決定要綱についての内容判断がなければ、どうして良心にもとづいた判断といえるであろうか。そして私の教員としての良心をかけた授業拒否に対して、管理、支配の論理で一方的に否認しているのである(p二)

くで判断しているのである。従って就業規則の一切の条項にふれず何をもちて社会通念なのか、合理化なのか、私には全く理解できない。このことは内容的にも手続的にも何も判断規程はない。判断しようがない。だから社会通念で判断するしかないという結論を示している。このような判断であれば、今の大学も教授会もやっている非論理的判断体系と何も変りはない。

細部にわたる裁判所のずさんな点を検討すると、第一に「紛争の解決に不可欠」なものには「要綱」としてある点である。全ての紛争解決はその原因の除去にある。裁判官は紛争を解決する不可欠なものは「要綱」であるとしている点である。(p七)。そして私の授業放棄は一月二十九日から二月一七日まで「業務を妨害」し「秩序を乱す」ものであるとしている点である。学生の場合は具体的に事実をあげながら、私に対しては一切その事実を示すことなく、抽象的に「あった」かのごとく判断している点であり、全くの推量であって、科学的にみてもおかしいし、「阻害」や「乱す」事実がないのに認めているのである。(p七)

又、以後一年半大学の方針を否定し、「要綱及び処分の撤回を主張し、秩序を乱す慮れがある」ことを又解雇理由として認めている点である。このことは、岡本氏の文書に書かれた事実とも全く異り岡本氏の言った以上の解雇理由を裁判所が更に作り上げているのである。(p七、p八)

学生の二つの自治会が「正当性に関し対立が生じ」と書かれているが、事実はどうであろう。昭和四六年三月まで自治会費は一月以降凍結されてきた。昭和四六年五月になり、白根自治会のみ承認し大学から自治会費を与えたのではなかったのか。それ故一方の自治

私はこのような因果律を無視した現象的方面からのみみた裁判所の判断は状況主義であり、因果主義ではなく私は認めることはできないし、事実前記の背景を判断に入れば、又、学生処分の際、全学教授会で九三名中四七名が処分賛成であったことを考えに入れれば※全面的には正当とはいえないとしても、私の授業拒否は正当な面は充分ありうるはずである。私の言い分を一つも認めない裁判官の決定文には逆に一つでも言い分を認めたら、論理構造が全部つぶれてしまう事を表わしているといえよう。

次に私の授業放棄に対する主張については「学生らに対する影響は大きいと推認され」として「たとえ三時間であったとしても業務運営の阻害が小さいとはいえず」と根拠もなしに定量的判断が入っている点である。私のなした授業拒否が具体的に何らの事実を示すことなく、大小の判断が入ることは自然科学では考えられないさまざまな答案といえよう(p一三)

結局、「授業ボイコット及び工学部教授会の右ボイコット撤回の要請に対する債権者の態度を理由」として「通常解雇は社会通念上合理性を欠くものとはいえず」として(p一四)解雇を認容している点である。不思議なことには、いづれ公表されるであろう工学部教授会の議事録では、賃金カットでよいという判断が、岡本学長、理事会、裁判所までくると社会通念の合理性という、私には全く理解のできない言葉が飛び出してくるのである。社会通念とは何なのか。合理性とは何なのか。単に常識という意味なのであれば、別に世の中に裁判所なんかいらんではないか。「合理」という言葉は文字通り、理になつたであって、理がないところにどうして「合理」が出てくるのか全く不思議である。次にボイコット撤回については、

「債権者の右ボイコット撤回の表明により、工学部教授会の措置が当然失効すると解することはできず」としている点である。二月一七日付工学部文書は「ボイコットをつづける限り」と明記してありその意味なら措置としてもこの限定処分が、撤回したら消えないとするのであれば、やはり処分となるのではないか。従って限定条項に対して何らふれることなく、裁判所は措置とするのであれば、二月一七日付文書に対する判断は自己矛盾となるのである。以上、裁判所は今回の仮処分に対し、極めて狭い論理を自分の支配思想の上を立て、あとで論理づけを行ったことが明らかである。表向きは思想は表面に出していないけれども根底は思想を裁いているのであり、このような一方的な大学側の論理を認容するのであれば、私はこのまま引きさがるわけにはゆかない。

以上のように、私の言い分を認めないような裁判所の判断には、全教育労働者、全労働者のためにも悪例となりうるし、私個人この決定文を背おって人生を歩むことはできない。正直いって今後裁判で勝つ可能性は極めて少ないことは明らかであるが、私の教員としての復権のためにも、今後の不利益処分をうける人達のためにも抗告して闘い抜くことが自然であり当然であろう。

数多くの友人、先輩、学生諸君の中に、新しい世界を求め生き方を変えることをすすめていただいております。全て私に対する好意と善意とに受けとめております。正直いって、私の家族ですら同様な考え方であることを告白しなければなりません。

しかし、本学でもう一度教壇に立つこと、又仮にそうでなくても教員でありたいと願っております。そのためにもこの屈辱的な決定を背おっては生きてはゆけません。何故なら他に現在見出しうる

生きがいがないからであります。再度闘うことを狂うといわれるかもしれませんが、セカンドエリートとして位置づけさせていただきたい。未だ確たる決断とはいえません。全ての心ある皆様の御意見、御指導をうけながら、生きてゆかなければならないことは勿論であり、私の人生の三度目の悲しさ、くやしさに力を貸して下さい。

一九七五年一月十五日 河村 隆二

訂正

※ 一九ページ下段五行目、「ば、」のあとに次の字句を入れる。

「工学部教授会が一度除籍処分反対であったものの岡本学長の圧力で一日にして逆転したことを考えに入れれば、」